

# 働きやすい職場づくりを応援します

## 例えば、会社にこんな問題はありませんか？

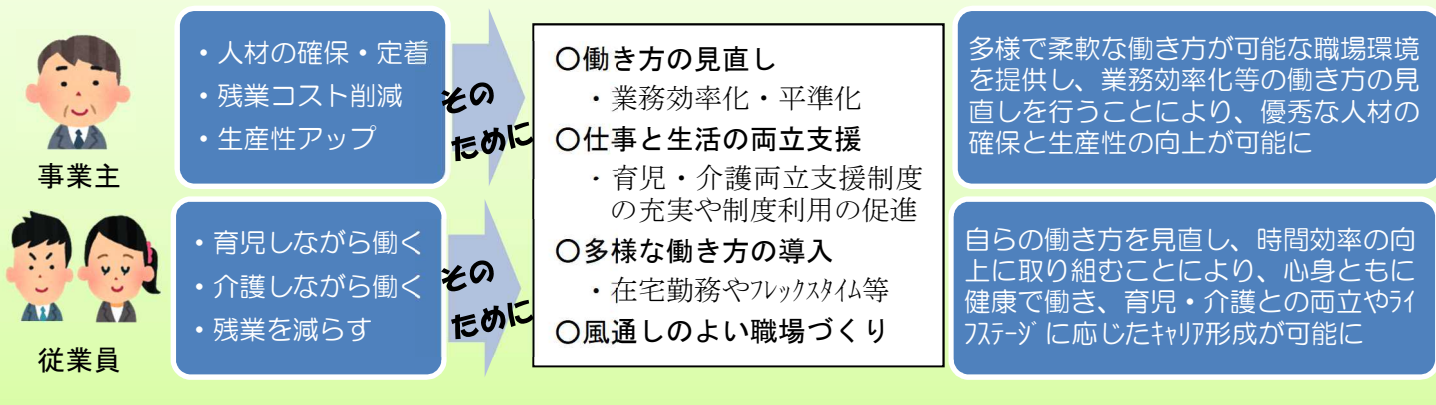
- ・ 従業員が結婚・出産・介護で辞めてしまう・・・
- ・ 長時間残業ありきの職場で、従業員の「やる気」、「生産性」が低下している・・・



## そのお悩み、「ワーク・ライフ・バランス」が解決します！



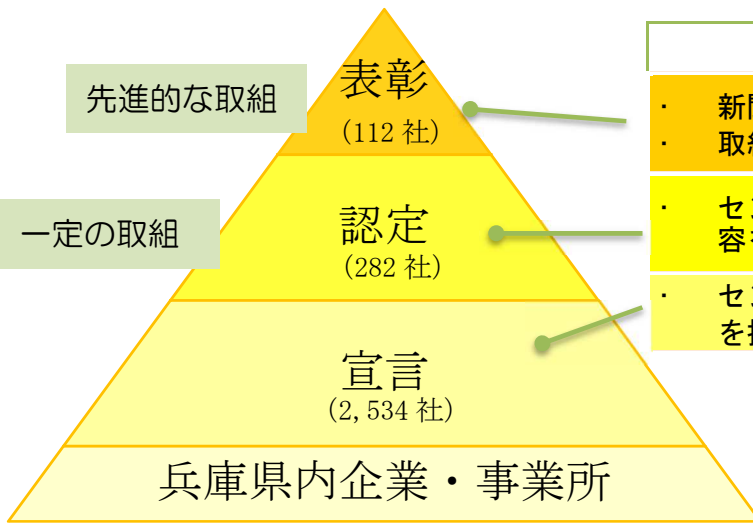
### ワーク・ライフ・バランスの取組とは



ひょうご仕事と生活センターでは、企業のワーク・ライフ・バランス(WLB)の取組を無料で支援しています。企業ごとの現状・課題に沿った取組策をご提案し、取組の導入から効果の検証までワンストップで支援します。



# WLB「宣言→認定→表彰」制度



※企業数は2020年10月末現在

センターによるPR	募集時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞等で取組の詳細を紹介</li> <li>取組事例集を大学等に配布</li> </ul>	年1回認定企業へ周知
<ul style="list-style-type: none"> <li>センター、兵庫県のHPで取組内容を掲載</li> </ul>	上期：5～7月頃 下期：12～1月頃
<ul style="list-style-type: none"> <li>センター、兵庫県のHPで企業名を掲載</li> </ul>	随時



表彰式

①認定企業等には、県と連携協定を締結している一部金融機関等による、優遇金利などの金融支援があります。



認定・表彰  
ロゴマーク

# ワーク・ライフ・バランス 助成金

	中小企業育児・介護等 離職者雇用助成金	中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金
事業主規模	企業全体の従業員が300人以下		
支給対象	過去に企業等を 結婚、妊娠、出産、育児、配偶者の 転勤、介護により離職した方を 新たに雇用	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	多様で柔軟な働き方を促進することを 目的として、職場環境(ハード)整備を行う
支給額	対象労働者1人につき ① 正社員 50万円 ② 短時間正社員 40万円 ③ 非正社員(フルタイム) 20万円 ④ 非正社員(フルタイム以外) 10万円  ※国の両立支援等助成金(再雇用者評価 処遇J-1)の対象となる場合は差額を支給 ※※ 会社加入の社会保険被保険者に限る	①休業コース 休業者の 代替要員の賃金の1/2 ※上限額：月10万円、総額100万円  ②短時間勤務コース 短時間勤務部分の 代替要員の賃金の1/2 ※上限額 育児理由：月2万5千円、子が小学3年生まで 介護理由：月10万円、総額100万円	対象経費の1/2 (上限200万円)  <b>対象となる事業の例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性や高齢者の職域拡大(専用更衣室、高齢者のための手すり設置、休憩室等)</li> <li>多様な働き方導入(在宅勤務、託児スペース等)</li> <li>休憩室の整備</li> </ul>

いずれの助成金も「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に事前に登録することが要件です。  
その他、支給要件等の詳細については、センターHPや助成金リーフレットをご確認ください。



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

(神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター1F)

(阪神事務所) 尼崎市昭和通2-6-68 尼崎市中小企業センタービル6F 06-6481-1888

(姫路事務所) 姫路市北条1-98 姫路労働会館1F 079-288-2603

開館日：月～金(祝休日、年末年始を除く)  
時間：9時～17時  
TEL：078-381-5277  
FAX：078-381-5288  
ホームページ：<https://www.hyogo-wlb.jp/>  
Eメール：info@hyogo-wlb.jp